

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和4年7月27日（水） 17：30～17：40

2. 場 所：給与課会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市）行財政局長，行財政局副局長，給与課長，組織制度課長，給与課担当係長3名，
水道局副局長，経営企画課業務改革担当課長
交通局副局長，職員課長
教育委員会事務局総務部長，教職員課長

（組合）市労連執行委員長，副執行委員長5名，書記長，他9名

4. 議 題： 定年引上げ及びそれに伴う給与制度の見直しに係る要求書の提出について

5. 発言内容：

（組合）日頃から、職員の賃金・労働条件の改善に努力されていることに心から敬意を表します。

さて、公務員の定年延長については、2021年6月に関連法が成立しました。法改正を受けて、条例・規則の改正を行う必要があり、神戸市においても7月6日の交渉で具体的な提案がありました。60歳を超える高齢職員が持つ技術・知識・経験を活かし、働き続けられる職場環境をつくらなければなりません。

つきましては、改正法の趣旨を踏まえ下記事項を実現するとともに、定年年齢の引上げは、賃金・労働条件、職場環境、働き方・業務のあり方など組合員にとって大きな影響があることから、十分な交渉・協議を行うよう要求します。

記

1. 60歳以降の任用、給与、退職手当等について情報提供及び意思確認を行うとともに、当該職員の意向について最大限尊重すること。
2. 高齢になっても働き続けられる職場環境の整備を行い、特に加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障をきたす職種について、基本的な考え方を明らかにすること。また、職場実態を踏まえ各単組と十分協議すること。
3. 定年引上げ時の給与について、経過措置額を適用すること。
4. 職員のモチベーション低下を防ぐため、昇給制度等を改善すること。
5. 定年前再任用短時間勤務制度の処遇を改善すること。
6. 定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度について、雇用と年金の接続の観点から採用資格基準を明らかにすること。
7. 組織の活力を維持するため、引き続き新規採用者を計画的に募集すること。また、定数管理については柔軟な対応をはかること。

以上です。

要求については以上ですが、退職手当と昇給制度の見直しが提案されています。退職手当については、定年が引き上がることで一定改善される部分もありますが、削減されるだけの方もいます。削減される立場から言えば、提案通りというわけにはいきません。55歳昇給停止制度については、高齢期のモチベーションの観点からも納得することができません。退職手当もそうですが、国公準拠ではなく、神戸市としての独自性をよく検討してもらいたい。

（市）ただいま、定年引上げ及び各種制度の見直しについてご意見をいただきました。

かねてよりお伝えしてまいりましたが、私ども地方公務員の給与については、今なお非常に

厳しい目が向けられており、加えて、定年引上げを予定している中で、各種制度について、国からの指導も強くなってきております。

こうした中で、7月6日の交渉において、定年引上げ時の勤務条件や再任用制度、また、退職手当制度や昇給制度の見直しについて、お示ししたところでございます。

いずれにいたしましても、本日は、皆さま方からのご要求をお受けしたところでございますので、要求内容につきまして十分検討し、勤務労働条件に関することにつきましては、皆さま方と引き続き協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。